四條畷市議会議員（本市唯一の完全無所属）・一級建築士　作成：2020.10.06
市政報告10・11月号

長畑ひろのり News vol.151

6月定例議会における質問②

・市役所のユニバーサルデザインについて

バリアフリーとユニバーサルデザインとは良く似ています。しかし、平成１４年１２月に閣議決定された障害者基本計画によりますと「バリアフリーは、障害によりもたらされる（バリア）障壁に対処するとの考え方に対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」となっています。どちらも結果は変わらないのかも知れません。しかし、バリアフリーの考えで物事を進めますと、少なからず高齢者や障がい者を特別視したものになる可能性があり、強いては行動範囲を限られたものにしてしまうなどの問題点もあります。ですので、今回の質問タイトルにおいては、ユニバーサルデザインを用いました。

車いす専用区画

【長畑質問】平成２８年度に改正された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」の中に駐車場の設計基準があり、その中の「部品・設備の箇所」の項目にはこう書かれている。**車いす使用者の雨天時の乗降時に困難が生じないよう、自動車・車いす間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には、屋根又は庇を設けることが望ましい。**

「ゆずりあい駐車区画」を示す表示も消え
車止めブロックも無くなっている

そこで市役所駐車場だが、全部で何台あり、どう使われているのか。また、屋根や庇の有無、車いすの駐車台数割合は基準を満たしているのか。

【総務部長答弁】本館及び東別館を含め５９台。駐車区画の用途は、５９台の区画のうち普通車の区画が４７台、軽自動車の区画が７台、車いすの区画が３台、大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度による**ゆずりあい駐車区画**が２台となっている。いずれの区画も屋根や庇はない。

車いすの駐車台数に係る基準は、駐車台数が２００台以下の場合は駐車台数に５０分の１乗じて得た数以上となるため、５９台のうち３台を有している現状は基準を満たしている。

【長畑質問】平成２９年３月に国土交通省が出している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」には、車いす使用者用駐車場利用者の想定を、「高齢者」「障害者」「妊婦」「けが人」「乳幼児連れ」となっている。車いす利用者のために駐車場の横幅は３ｍ５０ｃｍ以上は必要です、全体の台数の１／５０は必要ですと決めていながら、車いす使用者以外の「高齢者」「妊婦」「けが人」「乳幼児連れ」も利用可能となっている。

つまり、**車いす専用と言いながら、実際の利用については隣にあるゆずりあい駐車区画と同じ**なのです。そうなると、車いす使用者が利用できない時が多々ある。

そこで、「高齢者」「妊婦」「けが人」「乳幼児連れ」のために、本館駐車場に関してはゆずりあい駐車区画を１箇所増やして２台にする。本館駐車場の**車いす専用区画**については、車いす使用者がいつでも使える工夫をして頂きたいが。

【総務部長答弁】利用者にこの制度の趣旨を周知徹底していく方策を検討していきたいと考える。

【長畑要望】現在、**車いす専用区画**に車を止めるとアスファルト面に書いてある**車いす専用区画**の表示が見えないので、本館駐車場に関しては、駐車時に**車いす専用区画**とわかる立体的な案内板の設置と、雨天時に車内から車椅子の出し入れをしやすいように**車いす専用区画**と**ゆずりあい駐車区画**までの２台分に屋根をつけて頂きたい（下画像）。

【総務部長答弁】大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に登録している施設は市庁舎だけではなく複数の施設があり、これらの施設も含め総合的に判断したい。

長畑の要望案

毎月発行している“長畑ひろのり News”を、約半年ごとに送っています。
送付の必要な方は、送付先を FAX もしくは e-mail にてお知らせ下さい。
長畑ひろのり事務所　FAX 072-877-1280
e-mail　sky@nagahata.jp

温水洗浄便座

【長畑質問】車いすで使えるトイレ、また、温水洗浄便座は満足できる数だけ設置されているのか。

【総務部長答弁】車いすの方が使用できる、いわゆる多目的トイレは３つ設置しており、うち２つに温水洗浄便座を設置している。

【長畑質問】専用トイレとなるとスペースの確保等必要になり直ぐに対応は無理かと思うが、温水洗浄便座は対応しやすいと考える。手の不自由な方や高齢者、また、妊婦さんにも温水洗浄便座は必要と考えるし、ユニバーサルデザインの観点からも全てのトイレに温水洗浄便座を付けて頂きたいが。

【総務部長答弁】望ましい基準とは考えられるが、快適性といった観点もあり、ユニバーサルデザインの推進に向け解消すべき課題の緊急性等を勘案し総合的に判断したい。

庁内廊下にある階段

【長畑質問】本館３階にある委員会室は、常任委員会や特別委員会、また、教育総合会議や各審議会も数多く行われており、仮に車いすを使われている市民の方がそれらの会議に参加や傍聴に行く場合、その動線は。

【総務部長答弁】本館１階のエレベーターから本館３階へ来られ、エレベーターホールから委員会室へ向かう途中に、どうしても階段がある。その階段を乗り越えるために、階段横に設置してあるインターホン（上画像）で職員を呼び出し、職員の介助により階段を越えて頂く。

【長畑質問】このような状況を改める考えは。

【総務部長答弁】構造上であったりというようなところを確認してみないと、現時点においては答えられない。

【長畑質問】階段は３段と高低差はあまりないが、スロープを付けるにもリフトを付けるにもスペースが足らない。そうなると軀体がどうなっているのか、構造的に問題はないのか。

【都市整備部長答弁】現状を見る限り、増築した東棟の高さに合わすために後づけで設置した階段と推測され、階段の改良は直接建築物の構造には影響しないものと考えられる。

【長畑質問】軀体には影響がないとのこと、何らかの形でスロープ（もしくは、リフト）の設置を検討できないか。

【総務部長答弁】現状においては、大阪府の福祉のまちづくり条例の基準を満たすための必要なスペースを確保できていないことから検討が必要。

【長畑要望】となれば、必要なスペースを確保するしかない。例えば、階段北側にある書架のスペース（画像内、扉のある奥の部屋）も利用する、それが無理なら会派室の移動まで考えなければならない。しかし、この課題解消については、わずか数平方メートルの床面積を階段周りの廊下面積に加える工夫だけで良く、それほどハードルは高くない。直ぐにでもスロープ（もしくはリフト）の設置を要望する。

本市唯一の完全無所属

今まで、この市政報告タイトル上に「無所属」と書いていましたが、令和２年度より「本市唯一の完全無所属」と変えました。以下、その理由です。

まず、無所属とは、ウイキペディアによりますと『・・・政治の世界では、国政選挙の際に政党・政治団体の公認を受けていない候補のことをこう呼ぶ。そのため、政党などの推薦・支持を受けていても公認がなければ無所属とされる。また、何らか政党の党籍を有していても、公認を受けていなければ無所属とされる。・・・』と書かれています。

このことは地方議会においても当てはまり、政党に所属していても選挙の時に無所属として出馬することは問題がないのです。しかし、選挙時はそうであったとしても、私のように常に政党へ所属せず、労働組合からの協力や支援も受けていない場合、選挙時以外にそのことを示すには「完全無所属」と記すのが良いと考えました。しかし、１０年ほど前に少し政党へ所属していた経験から、国会議員や他市も含め府議や市議との繋がりを考えますと、無所属として政治活動を行うには支障があるのも事実です。ただ、それ以上に**『四條畷市民のために、しがらみのない政治活動を行いたい』**と考えてのことですので、ご理解頂ければと思います。
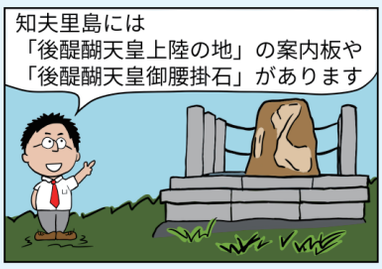
後醍醐天皇と楠木公